

第2章 貨物自動車運送事業関係法令体系

《貨物自動車運送事業保安関係法令》

【貨物自動車運送事業法】

(平成元. 12. 19 法律第83号)

- 第15条 (輸送の安全性の向上)
- 第16条 (安全管理規程等)
- 第17条 (輸送の安全)
- 第18条 (運行管理者)
- 第19条 (運行管理者資格者証)
- 第20条 (運行管理者資格者証の返納)
- 第21条 (運行管理者試験)
- 第22条 (運行管理者等の義務)
- 第23条 (輸送の安全確保の命令)
- 第24条 (事故の報告)
- 第24条の2 (国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)
- 第24条の3 (一般貨物自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)
- 第26条 (事業改善の命令)
- 第33条 (許可の取消し等)
- 第60条 (報告の徴収及び立入検査)

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

(平成2. 7. 30 運輸省令第22号)

- 第2条の2 (輸送の安全)
- 第2条の3 (安全管理規程を定める貨物自動車運送事業者の事業の規模)
- 第2条の4 (安全管理規程の届出)
- 第2条の5 (安全管理規程の内容)
- 第2条の6 (安全統括管理者の要件)
- 第2条の7 (安全統括管理者の選任及び解任の届出)
- 第2条の8 (一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全にかかわる情報の公表)
- 第3条 (過労運転の防止)
- 第3条の3 (点検整備)
- 第3条の4 (点検等のための施設)
- 第3条の5 (整備管理者の研修)
- 第4条 (過積載の防止)
- 第5条 (貨物の積載方法)
- 第6条 (自動車車庫の確保)
- 第7条 (点呼等)
- 第8条 (業務の記録)
- 第9条 (運行記録計による記録)
- 第9条の2 (事故の記録)
- 第9条の3 (運行指示書による指示等)
- 第9条の5 (運転者台帳)
- 第10条 (従業員に対する指導及び監督)
- 第11条 (異常気象時等における措置)
- 第12条 (安全の確保のための服務規律)
- 第16条 (乗務員)
- 第17条 (運転者)
- 第21条 (運行管理規程)
- 第22条 (運行管理者の指導及び監督)
- 第18条 (運行管理者等の選任)
- 第19条 (運行管理者の選任等の届出)
- 第20条 (運行管理者の業務)
- 第23条 (運行管理者の講習)
- 第24条 (運行管理者の資格要件)
- 第25条 (資格者証の様式及び交付)
- 第26条 (資格者証の訂正)
- 第27条 (資格者証の再交付)
- 第28条 (資格者証の返納)
- 第29条 (試験方法)
- 第30条 (試験の施行)
- 第31条 (受験資格)
- 第32条 (受験の申請)
- 第33条 (試験結果の通知)
- 第47条の2 (国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

【自動車事故報告規則】(S26.12.20 運輸省令第104号)
自動車事故報告規則第2条(定義)、第3条(報告書の提出)、第4条(速報)

【自動車運送事業等監査規則】(S30.12.24 運輸省令第70号)

- 【国土交通省告示第1090号】（平成18.9.19）
貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針
- 【国土交通省告示第1091号】（平成18.9.19）
貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の8第1項の規定に基づき一般貨物自動車運送事業者等(特定第2種貨物利用運送事業者を含む。)が公表すべき輸送の安全に係る事項
- 【国土交通省告示第1365号】（平成13.8.20）
貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準
- 【道路運送車両法】（昭和26.6.1 法律第185号）
 - 第47条の2（日常点検整備）
 - 第48条（定期点検整備）
 - 第49条（点検整備記録簿）
 - 第50条（整備管理者）
 - 第52条（選任届）
 - 第53条（解任命令）
- 【国土交通省告示第485号】（平成22.4.30）
貨物自動車運送事業者が点呼等において用いるアルコール検知器を定める告示
- 【国土交通省告示第1366号】（平成13.8.20）
貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針
- 【国土交通省告示第620号】（平成28.4.1）上記指針の一部改正
- 【国土交通省告示第1403号】（平成13.9.7）
貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断
- 【国土交通省告示第1092号】（平成18.9.19）
貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第7項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置
- 【国自改第136号】台風等における異常気象時下における輸送の在り方について
(令和2.2.28)
- 【国土交通省告示第1402号】（平成13.9.7）
貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第2項、第24条第1項第1号及び第31条第2項に規定する国土交通大臣が認定する講習
 1. 運輸監理部長または運輸支局長が運行管理者について行う研修に代えることができる講習
 2. 運行管理者の資格要件について実務の経験と合わせて受講することが必要な講習
 3. 運行管理者試験の受験資格について実務の経験に代えることができる講習
- 【国土交通省告示第455号】（平成24.4.13）
貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項、第23条第1項、第24条第1項及び第31条第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示
 1. 基礎講習（第2条）
 2. 一般講習（第2条）
 3. 特別講習（第2条）
 4. 5回以上受講する運行の管理に関する講習（第6条）
- 【国土交通省告示第1224号】（平成21.11.20）
自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示